

Q 給料の差し押さえ命令が届いたがどうすればよいか

A

差し押さえ債務者である労働者への給料の支払いが制限されます。

つまり、給料のうち差し押さえられた金銭を仮に支払ってしまった場合、後に差し押さえ債権者から請求があれば二重に支払わなければなりません。

差し押さえが一つるときは、差し押さえ債権者の取り立てに応じて差し押さえられた金銭を直接支払うか、供託所（法務局）に供託するかを選択できますが、二つ以上重複しているときは、差し押さえられた金銭を必ず供託所に供託しなければならないと定められています。

供託する金額については、労働者の給料は生活保障の性格が極めて強いことから、法律で支払期に受けるべき給料の $3/4$ に相当する部分は差し押さえが禁止されています。ただし、給料が標準的世帯の必要生計費とされる 33 万円を超えるときは、その超える部分についても差し押さえることが許されています。

$3/4$ の金額が 33 万円を超えるということは、給料が 44 万円を超えるときということです。

なお、ここでいう支払期に受けるべき給料とは、基本給に諸手当を含めた額から、所得税、住民税、社会保険料等の法定控除額を差し引いた残額（手取額）のことです。

具体例を示しますと、給料支給総額が 32 万円、法定控除額が 4 万円の場合、差し押さえ可能な額は $(32 \text{ 万円} - 4 \text{ 万円}) \times 1/4 = 7 \text{ 万円}$ ということになり、供託する金額となります。